

令 和 8 年 度

県の施策・予算に関する要望

神 奈 川 県 町 村 会



## 目 次

### I 重 点 要 望

1 地方分権と地方創生の一層の推進	1
2 防災・防犯対策の充実強化	4
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	7
4 保健・医療・福祉対策の充実強化	10
5 こども・子育て支援政策の推進	13
6 産業の振興及び観光施策の推進等	15
7 都市基盤等の整備促進	17
8 教育施策の推進	19

### II 地 域 要 望

1 三浦半島地域要望	23
2 湘南地域要望	25
3 足柄上地域要望	28
4 足柄下地域要望	35
5 愛甲地域要望	43
6 水源地域要望	46

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表



# I 重 点 要 望



# I 重 点 要 望

## 1 地方分権と地方創生の一層の推進

### (1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県内自治体間の広域連携が円滑に進められるよう、県の持つ調整、支援の役割を引き続き発揮すること。

また、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進め、新たな課題が発生した場合も、遅滞なくその役割を十分に発揮すること。

イ マイナンバーカードの普及と利活用に係る町村が必要とする経費については、全額国負担とし、十分な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの安全・安定的な運用にあたり、システムの安全稼働等の対策を十分に講じ、セキュリティ問題の発生防止と信頼構築に努めるよう、国へ働きかけること。

ウ 各種基幹統計調査結果において、大都市と町村で同一レベルの情報が公開されていない場合があるため、町村が利用する際に、特別な手続きをとることなく必要な情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけること。また、県独自の統計調査結果についても、町村が速やかに収集活用できるよう、早期の公表に努めること。

エ パートナーシップ宣誓制度をより利便性の高い制度とともに、宣誓者2人の居住市町村や導入市町村間の宣誓要件の相違からパートナーシップ宣誓が解消されることがないよう、都道府県間の連携も見据え、県として、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討すること。

### (2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも現行制度を堅持するよう国へ働きかけること。

### (3) 固定資産税及び個人住民税の賦課にあたっての対応

ア 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすい税額計算の方法を検討するとともに、税収の安定的な確保のため、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないよう国へ働きかけること。

また、固定資産税の非課税措置や特例措置を利用した経済対策等の延長は行わないとともに、整理・縮減を図るよう国へ働きかけること。

イ 国が行う定額減税や給付金の制度については、国民に分かりやすい制度とし、支給時期なども含めて町村の負担を考慮するよう国へ働きかけること。

#### (4) 地方交付税改革の推進

ア 国策として、インバウンド事業が進められているが、現在の地方交付税は、インバウンド観光に係る財政需要を反映した算定方法になつてないため、適切に反映した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。  
イ 町村の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を引き続き十分に確保し、臨時財政対策債制度は速やかに廃止するよう、引き続き国へ働きかけること。

#### (5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、予算額を十分確保するほか、物価上昇等を踏まえた上限額の引上げを行うとともに、配分額の確定を早期に行うこと。

さらに、小規模自治体の実情に鑑み、優先順位が低い事業においても全額留保されることなく早期に交付決定を行い、交付額が制限されることがないようにし、また、広域事業については、維持管理経費なども補助の対象とするなど、町村がより一層活用できること。

#### (6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実

町村が策定した「地方版総合戦略」に基づき取組む事業については、事業を着実に実施するため、県と町村の連携を深めるとともに、県として十分な支援を行うこと。また、町村が柔軟に活用できるように補助金制度等の運用を図るとともに、その十分な予算を確保すること。

#### (7) 町村の実態を踏まえた歳出改革の実現

町村は、災害や税収の変動など将来への備えとして、基金の積立てを行っており、基金の増加を理由として、町村への歳出を削減することのないよう、引き続き、国へ働きかけること。

#### (8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な清算制度を構築するよう、引き続き国に働きかけること。

#### (9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

新感染症のまん延や災害発生時など非常事態における国の交付金について、財政

力による補正は行わず、実態に即した必要な額を措置するよう、引き続き国へ働きかけること。

**(10) 電子納税の推進**

県内企業がeLTAXを活用したダイレクト納付手続等の電子納税制度への円滑な移行のため、eLTAXの普及・推進活動を広域的かつ積極的に実施すること。

**(11) 町村税務職員に対する支援措置の充実**

県による町村税務職員への実地支援制度について継続するとともに、各県税事務所での町村からの困難事案等に係る相談体制の充実、地方税法第739条の5（旧48条）の規定による徴収引継ぎ手続き事務の簡素化などを併せて進めること。

**(12) 地域力の創造・地方の再生の推進**

地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度については、特別交付税措置による財政支援が行われているが、三大都市圏外または三大都市圏内の条件不利地域等の地域要件に該当しない自治体にあっても、特別交付税が措置されるよう、要件の緩和を国へ働きかけること。

## 2 防災・防犯対策の充実強化

### (1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の強化を図ること。

また、平成26年3月に取りまとめられた「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DX、昨今の大規模地震の教訓や自治体の実状等新たな課題を踏まえ見直すこと。また大綱に定められる対策については町村と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために財政支援を含め、強化を図るよう国へ働きかけること。

イ 頻発する水害を未然に防止するため、引き続き改定神奈川県水防災戦略に位置づけられた施策を、関係自治体と連携し計画的に進め、風水害対策の強化を図ること。

ウ 東海地震の強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている町村において、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断及び補強工事に対する財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進を引き続き国へ働きかけること。

また、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金について、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める事業を補助対象とするよう見直しを行うこと。

エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう引き続き国へ働きかけること。

オ 昨今の台風の大型化に備えるため、海岸保全施設の適正な維持管理を行うこと。

### (2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き既定の補助率どおり確実に交付できるように十分な予算を確保するとともに、補助率の引き上げと補助対象事業の拡充を図ること。

イ 住家被害認定調査や、り災証明発行等に係る県で統一したシステムを構築すること。

ウ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に提供できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムを安定的に運用できるよう、財政支援を講ずることを国へ働きかけること。

エ 開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館などの宿泊施設を避難所として借り上げる場合、災害救助法の適用基準に該当しない場合でも、必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

オ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5t消防ポンプ自動車については、消防団員の新たな負担とならないよう、従来のとおり、普通免許での運転を可能とする制度とともに、普通免許で運転できる消防ポンプ自動車を配備する場合に必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、消防職員について、中型免許以上の取得に係る負担軽減のための財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

カ 消防車両、資器材及び消防救急無線設備等の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進に係る機器の整備・更新について、財政支援や地方債の拡充を図るよう国へ働きかけるとともに、県としても必要な財政措置を講ずること。

キ 気象庁による大雨警報及び土砂災害警戒情報の発表単位については、その多くが自治体単位となっているが、最初に警報基準に達した地点が、住民の居住地域から遠く離れた場所であっても、当該自治体全体を警報等の対象として発表されるため、実際と異なる場合がある。自治体の対応に支障が生じていることから、実態に即した発表方法を確立するよう、国へ働きかけること。

### (3) 施設の耐震化の促進

自治体庁舎の耐震化対策を強化するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に復活させるよう国へ強く働きかけること。それが難しい場合には「緊急防災・減災事業債」について、発災時に、小規模自治体庁舎のほとんどが災害対応拠点として使用することとなる現状を踏まえ対象事業を拡充するとともに、制度を恒久化するよう国へ働きかけること。なお、自治体庁舎の耐震化工事については、十分な事業期間を設けることが可能となるよう併せて要望すること。

### (4) 公共施設等における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備・更新など、町村が犯罪抑止という視点で実施する施策・事業に対し、財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、市町村地域防災力強化事業費補助金における防犯カメラの設置費補助については、補助対象や補助金額の拡大を図りながら継続し、地域防犯の強化を推進すること。

なお、市町村が実施する防犯カメラの整備について、県道への新規設置や道路照明灯、信号柱などの県有施設への添架希望に対しては柔軟な対応をされたい。

イ 登下校防犯プランに基づき町村が設置・更新する防犯灯類については、社会資本整備総合交付金ではなく、独立した財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

ウ 防犯灯類については、温室効果ガス排出量や光熱費の削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、今後、多くの更新が生じることから、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

## (5) 警察官の増員と交番の増設等

地域住民の生命や財産の保護と、体感治安向上を図るうえで交番は重要であることから、効果的な交番の再配置を進めるとともに、統合により交番が廃止となった地域においては、アクティブ交番を配備するなど、さらなる地域安全の確保に努めること。

また、警察官のさらなる増員配置と交番の増設を進めるため、関連する予算の拡充を国へ強く働きかけること。

## (6) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況を分析し、信号機及び効果的な交通安全施設整備を図り、必要な予算の増額を行うこと。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

## (7) 「防災備蓄倉庫」の設置に係る要件の緩和

自主防災組織等が設置する防災備蓄倉庫は、「自助」「共助」を高めるために重要なため、その規模に関わらず建築確認を不要とするなど要件の一層の緩和を図ること。また、同様の観点から、平成27年に国が発出した技術的助言についても見直しを行うよう国へ働きかけること。

## (8) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や、県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの対応を図ること。

また、既存盛土等の分布調査や応急危険度判定調査等で危険と判断した盛土等について、県が勧告や命令を発出できるよう法整備がされたことから、町村と連携しながら是正指導等の対応を行うこと。

## (9) 犯罪被害者支援のための県補助率引上げ

県の「市町村犯罪被害者等日常生活支援事業費補助金」について、財政規模の小さい町村にあっては補助率の引上げを行うこと。

### 3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

#### (1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。

また、水資源を保全するためにも森林整備や水道水源となる河川やダム集水区域の水源環境への負担軽減は不可欠である。第4期5か年計画は令和8年度までとなっているが、継続性が必要な事業であることから、県・市町村首長会議（水源施策関連）で示された市町村長の意見等を踏まえ、必要な財源を確保したうえで、令和9年度以降においても、水源地域としての役割を再認識し、水源地域が抱える課題に対して、積極的な支援策を含め、引き続き対応すること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）について、交付金の拡大を図り、事業の所要額を満たす予算を確保すること。

エ 広域化が懸念されるヤンバルトサカヤスデについては、生息域の把握等調査を進め、まん延防止を図るための具体的な対策を講ずること。

#### (2) 森林整備に対する支援

新たな森林管理システムについては、業務運営対応力向上を図るため、町村向けの研修や技術支援などの充実を図るよう、国へ働きかけること。

#### (3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 町村等が太陽光、風力、水力発電等設備を整備する場合の手続きの一層の簡素化を国に要望するとともに、国の支援制度に加え、県独自の取組として初期投資への助成を検討するなど、町村が積極的に取組を進められるよう支援を行うこと。

イ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、交付要件を緩和するとともに、対象事業・補助率について、町村がより活用しやすく、また、多大な財政負担が生じないように見直すことを国へ働きかけること。

ウ かながわ脱炭素ビジョン2050を実現するため、全県民に向けた啓発を主体的に行うとともに、専門人材の派遣や、「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置づけた町村の脱炭素に向けた取組に対する支援を充実させること。

#### (4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 深刻化・広域化する各地域の有害鳥獣被害状況を検証し、その実状や加害獣の

特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。特に生息範囲や生息数が拡大しているニホンジカ及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画等に基づき積極的に対策を講ずること。

イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策としては、国はジビエを活用した取り組みを進めており、ジビエ活用の有無によって支援に差異が生じている。しかしながら、野生鳥獣による農作物被害等が著しく、捕獲者の負担増もあり、極めて深刻な状況にあることから、ジビエ活用とは切り離した上で、早急に個体の減少、撲滅に対する支援を強化するよう国へ働きかけること。

ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への迅速な情報提供を図るとともに、緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。

エ 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、この単価は制度開始以来ほとんど変わっておらず、捕獲用資材価格の上昇などにより、現在の捕獲者の経費負担に見合っていないため、単価の引き上げを行うよう国へ働きかけること。また、県有害鳥獣捕獲奨励補助金については、対象を拡大し、制度を復活させること。

## (5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせた必要な予算額の確保と、ごみの広域処理に必要な施設整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地確保・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充や交付要件の緩和を国へ引き続き要望すること。

イ 町村は、プラスチック資源循環法において、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化のための体制の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、リサイクル事業者の確保が必要であるため、県として主導して取り組む、またはリサイクル事業者の確保に向けた取り組みに対し支援すること。

## (6) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問合せ先の設置及び激しい騒音や低空飛行による脅威を感じることが予想される際には、事前に情報提供及び住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。

## (7) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人受入れ環境の整備にあたり、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、財政面を含めて必要な支援を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

また、県においても、既存の「外国籍県民相談」及び「多言語支援センターかながわ」の相談窓口において、対応言語を増加させるなど、外国籍住民が暮らしやすい環境づくりに努めること。

#### (8) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、拡大防止に向けて、広域的な観点から、県主導で対策を講ずること。また、対策に必要な財源の確保が十分図られるよう国へ働きかけること。

## 4 保健・医療・福祉対策の充実強化

### (1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じており、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるため、県として安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずるよう国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようすること。

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関に、周産期医療体制及び小児医療体制を充実させることが不可欠である。

特に医療サービスが脆弱な町村部における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県として医療体制の一層の充実強化を図るとともに、医療機関に対して適切な指導を行うこと。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられたがん検診の受診率目標の達成のため、国庫補助対象者の拡大、補助率の引上げなど、町村が行う検診に対し十分な財政措置を講ずるとともに、り患者が急増している前立腺がんについては、検診実施自治体へ財政措置を講ずるよう国へ要望すること。また、県としても町村の意見を把握し、必要な支援を行うこと。

エ 予防接種健康被害救済制度について、申請手続きの簡素化と迅速な審査を行うよう国へ要望すること。

オ 保健師修学資金貸付事業は、保健師を目指す者にとって非常に魅力的な制度であり、県内自治体の保健師不足解消に大きく寄与するものと考えられるため、本制度の貸付額（48万円/年）の増額、貸付期間（2年間）の延長及び貸付人数（50人）の拡大を図ること。

カ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。なお、既存の定期接種を含めたすべての定期接種について、交付税による地方財政措置ではなく、事業費用を国が全額負担するよう国に要望すること。

### (2) 障がい者等に対する助成制度の充実

ア 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃するとともに、地域生活支援事業に係る費用についても「義務的経費」とするよう国へ働きかけること。

併せて、地域生活支援事業を円滑に実施するためには、あらかじめ歳入額を

的確に見積もある必要があることから、国補助金の県への配分額を早期に内示するよう国へ強く働きかけること。

イ 補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、加齢性難聴者への補聴器購入に対する国による全国統一の公的補助制度の創設について、県として働きかけること。

ウ 県の「市町村障害者福祉事業推進補助金」のうち、「障害者地域活動支援センター事業」については、利用者数が少なく基礎的事業しか行うことのできない小規模自治体では設置要件となる職員配置が困難であることから、現在の積み上げ式交付基準を見直し、総事業費に対する補助率を用いた補助とすること。

### (3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度の安定的な運営に資するよう、国保財政の構造的課題に対する3,400億円の財政基盤強化策等の効果を検証するとともに必要な追加支援策を実施すること。

また、国が責任をもって町村と協議しつつ、国民健康保険制度の基盤の強化を図るよう県として要望すること。

なお、保険料水準の統一に係るロードマップについては町村と協議を継続し、着実に推進を図ること。

イ 子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するため、現在の未就学児を対象とする均等割保険料（税）の軽減措置については、令和8年度に創設される子ども子育て支援金と整合をとり、18歳までの被保険者を対象とするとともに、その減収分について国による財政措置を講ずるよう働きかけること。

ウ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、町村と十分に協議を行い、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国に働きかけること。

エ 重度障がい者やひとり親家庭等への医療費助成については、国保財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているが、この措置を早急に廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

オ マイナ保険証への移行に伴い医療保険者の事務負担が増大しないようにするとともに、その費用全額を国が確実に負担するよう国へ働きかけること。

### (4) 児童福祉の充実

児童相談ケースが、増加かつ複雑化するなかで、町村の相談体制の整備は益々重要性を増している。

そのため、県は児童福祉司の増員など、児童相談体制のさらなる充実強化を図るとともに、「こども家庭センター」における統括支援員等の専門職員の確保など、町村の相談体制の整備に対する支援を引き続き国へ働きかけること。

## (5) 介護保険制度の充実

- ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%が調整財源とされ、市町村間で交付率に格差が生じており、第1号被保険者に負担を強いることになるため、保険料に転嫁されることのないよう、引き続き強く国へ働きかけること。
- イ 介護保険サービス利用料の軽減については、介護保険料の軽減拡大と同様に、明確に制度化するとともに、必要な財政支援を講ずるよう、国へ働きかけること。
- ウ 介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業の円滑な実施に向けて、必要な財政措置を講ずること。また、上限額を超える場合の個別協議は例外的な取扱いとされているが、小規模な保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、保険者への支援を充実させる観点から、見直しを行うよう国へ働きかけること。
- エ 地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護従事者の養成・スキルアップや、より積極的な人材の確保・活用に対する支援に取り組むこと。特に都市部に人材が偏ることなく、身近な地域等で人が集められるよう事業者への支援などを講ずること。

また、介護人材の処遇改善のさらなる充実や、人材の確保・活用に必要な制度改正、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化について引き続き国へ働きかけること。

さらに、独自に研修支援等を行う自治体や介護サービス事業者の負担軽減を図るため、国において十分な財政措置を講ずるよう併せて国へ働きかけること。

- オ 介護保険制度が開始されて25年が経過し、介護・医療報酬については見直しが行われているが、主治医意見書の作成料については例示額の見直しが行われていない。昨今の社会経済状況等に鑑み、意見書作成料の例示額を早急に見直すよう国へ働きかけること。

- カ 訪問介護報酬については、令和6年4月の報酬改定があり、介護報酬が引き下げられ、全国的に事業所の経営が厳しくなり、廃業していることから、地域の実情や事業規模を加味した報酬の再改定や、各事業所の窮状に向けた緊急救済措置などの対策を講ずること。

- キ 介護保険法第27条第11項に規定される認定審査期間について、全国的に達成されていない状況にあることから、期間内の処分が可能となるよう課題を明らかにし、地域特性や実情も考慮したうえで適切な対応を行うよう、国に働きかけること。

## (6) 成年後見制度における中核機関の設置・運営への支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において相談窓口となり、関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置とその運営については、関係機関相互の連携や専門人材の機能強化など、広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

## 5 こども・子育て支援政策の推進

### (1) 「子ども・子育て支援制度」の推進

- ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分の他に、経過措置として、地方単独費用部分が設定されているが、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、これを直ちに撤廃するよう国へ強く働きかけること。また、子ども・子育て支援交付金の継続と充実を図ること。
- イ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、令和3年度より利用料の一部を給付しているが、子育て支援の拡大を図る観点から、満3歳児以上の子どもの利用料を無償化するよう制度の見直しを引き続き国へ働きかけること。
- ウ 給食費の無償化を実施する場合には、全国どこでも、子育て世帯がその恩恵を受けられるよう制度設計し、国の負担により全国一律で実施すること。またその財源については地方交付税措置とせず、その趣旨や目的を明確にし、適切に予算化するよう国に働きかけること。
- エ 物価高騰の影響により、保育所等の給食費において、食材料費が賄いきれない状況にあることから、給食の質や量、栄養バランスを維持するために随時見直しを行い、適正な公定価格とするよう国へ働きかけること。

### (2) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための補助制度の見直し

- ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」を継続すること。  
併せて、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への補助を行うとともに、保育士の入件費および人材育成に対する支援等対象経費の拡充を図ること。  
また、保育士不足を解消し、自治体間で差が生じないよう、保育士確保に向けた処遇改善等、保育士数の増加に向けた支援を国に働きかけること。
- イ 放課後子ども教室推進事業は、県の補助基準について国の実施要領と整合を図り、町村が事業を実施するに十分な予算を確保すること。  
また、町村が今後も安定的実施かつ一層の事業充実を図ることができるよう、国庫補助金の充実を図るよう国へ働きかけること。

### (3) 多様な医療費助成の充実

- ア 子どもの医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減のための重要な支援策である。また少子化対策の観点からも重要であり、国において、全国統一的な子どもの医療費助成制度を創設するよう県として引き続き働きかけること。

また、県は令和5年度から小児医療費助成制度の対象年齢を就学前から小学校卒業までに引き上げたが、県補助対象である中学生の入院については、償還払いのみを補助対象としており、現物給付を基本とする市町村補助制度の実情が考慮されていないため、早急に制度を見直すこと。

イ ひとり親家庭等医療費助成、重度障害者医療費助成制度について、改めて町村と協議、検討をする場を設けること。

また、この2つの助成制度を法律等に基づく全国統一した助成制度とするよう、国へ働きかけること。

ウ 先進医療との併用など不妊治療の保険適用の拡大を国へ働きかけること。また、保険適用されるまでの間は、県による不妊治療費助成事業を拡充し継続すること。

また、不育症治療については、専門医の育成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

#### (4) 妊婦健康診査に対する補助制度の創設

すべての妊婦が平等に安心して妊婦健康診査を自己負担なく受診できるように、交付税による地方財政措置ではなく、事業費全額を国が負担するよう、国へ働きかけること。

## 6 産業の振興及び観光施策の推進等

### (1) 県内の観光の推進

- ア 「神奈川県農山漁村発イノベーション推進計画（神奈川県6次産業化等推進計画）」に位置づけられた目標等の達成と、観光資源ともなるブランド商品の開発・強化を図るため、県として町村へ積極的な支援を行い、地域の活性化に努めること。
- イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るため、施設整備を行う場合に、その整備に係る新たな財政措置を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。
- ウ 観光イベントにおける観光客の移動手段の1つとして、バスは大きな役割を果たしているが、運転手不足による減便等の輸送力の低下が、観光行事にも大きな影響を与えており。そこで、運転手不足の解消に向けた具体的な施策を講ずること。また道路運送法第21条に基づく一時的な一般貸切・一般乗用旅客自動車運送を行う交通事業者への財政支援や、観光地への誘客、及び観光地での消費促進に向けた地域内の周遊性向上のための取組みに対し、必要な支援策を講ずること。

### (2) ICカードの広域利用による観光振興

観光振興と生活利用者等の利便性向上のため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、鉄道事業者や国に対し、引き続き働きかけを行うこと。

### (3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、農業機械等の購入やスマート農業技術の導入について、県補助をさらに充実させること。また、茶の消費量増加のため、茶の地産地消を促進する県主体の取組を充実させること。

### (4) 産業・観光振興に係るICTやAIの導入促進及び支援

産業・観光振興に係るICTやAIの導入については、県は、町村と連携して積極的に取り組むとともに、町村や事業者がICTやAIの導入や活用、環境整備に係る独自の取組を行う場合に助成を行うなど、支援を充実すること。

### (5) 小規模な農業災害における補助制度について

将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象により被災した場合、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害については、助成制度が多岐にわたることから、わかりやすく周知を図るとともに、町村への活用支援を充実させること。

## (6) 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進

国では、鳥インフルエンザ発生時に全羽殺処分とはしない「分割管理」を進めており、マニュアルが示されているが、分割管理の推進にあたり、発生予防やまん延防止に係る支援の拡充、また施設整備等に充てられる充実した財政支援制度の構築を国へ働きかけること。

## 7 都市基盤等の整備促進

### (1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業について、財政基盤が脆弱な町村にとっては財源確保が困難なため、組合施行の事業と同様な補助制度を県として構築すること。

### (2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

- ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、十分な所要額を確保すること。
- イ 本交付金により、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、現在交付金対象となっていない事業についても、本交付金の対象とすること。
- ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講ずること。

### (3) 町村部における県道整備の推進

町村部における県道は、住民の最も基本となるインフラであり町村の骨格を形作るものであることから、改定かながわのみちづくり計画に基づく、県内道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、町村部の道路整備の重要性を認識し、国庫財源を含む必要な予算確保に努め、着実に整備を実施すること。

また併せて、町村のまちづくり推進に係る、局所改良的な道路環境整備も重要なことから、着実に推進すること。

### (4) 生活交通の確保対策の充実

町村民の生活交通の確保・維持について、次の対策をとること。

- ア 運転手不足等によるバス路線の撤退やバスの減便により、交通空白地域が拡大し、町村民の利便性が損なわれている。

そのため、交通業界に対する処遇改善支援を進めるとともに、国に対しては、運転手不足の解消に向けた抜本的な施策を講ずるよう働きかけ、また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の増額と、町村の要望に対応可能な予算額の確保を併せて強く働きかけること。

また、県にあっては、広域自治体として主体的に地域公共交通の維持確保に係る検討を進めるとともに、事業者からの申し出以前に予防措置として市町村と情報共有する場の設置などを検討すること。

- イ 県の生活交通確保維持費補助金について、対象路線の拡大や補助要件を緩和するほか、国と協調した地域公共交通の維持に対する補助制度の創設など、県として積極的に支援すること。

## (5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているが、自治会構成員の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草及び伐採を充実させること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

## (6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善促進のため、合併処理浄化槽設置に係る補助制度拡充のための財政支援措置を引き続き講ずること。また、国の循環型社会形成推進交付金についても、引き続き十分に予算措置するよう国へ働きかけること。

## (7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 上水道施設の改修や老朽化に伴う更新、耐震化に係る工事費並びに維持管理費の増大が、安定した上水道事業を運営するうえで制約となっている。

そのため、国庫補助事業における採択要件の緩和、補助率の引き上げを国へ要望するとともに、県としても施設の維持管理に係る補助制度を創設し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業を持続的かつ計画的に実施するため、補助要望額に応じた予算の確保をするよう国へ継続した働きかけをすること。

ウ 流域下水道事業においては、「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」をはじめ関連計画に基づき、必要な予算の確保と計画的な事業の執行及び適正な維持管理運営を行うこと。

エ 「神奈川県汚泥処理事業広域化・共同計画」に位置付けた連携メニューの実現に向けて、積極的な取組を行うこと。

## (8) 公共施設の計画的更新の促進

町村が策定した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設等の老朽化対策をはじめとした適正管理を推進するため、引き続き財政支援の拡充を国へ働きかけること。

## (9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、街区公園等の小規模な都市公園や児童遊園地の改修や新規公園等の整備、集約及び統廃合などをする場合、独自の財源確保が困難であるため、町村が活用しやすい、補助要件を緩和した新たな補助制度の創設や財政支援を拡充するよう国へ働きかけること。

## 8 教育施策の推進

### (1) 教育指導体制の強化

ア 学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

イ ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員が図れるよう、国に対し補助率の引上げ等の財政支援を引き続き働きかけること。

ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書教諭の配置がされるよう、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう引き続き国へ働きかけること。

エ 特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性がある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、交付税措置によらない財政支援制度を早期に確立するよう引き続き国へ働きかけること。

### (2) 少人数学級編制の実現

小学校の35人学級編制の効果を検証し、引き続き、中学校における35人学級編成の確立に向け、施設整備や教職員の定数確保等を図っていくよう引き続き国に働きかけること。

### (3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な予算を確保し、町村に超過負担を生じさせないよう、引き続き国へ働きかけること。

### (4) キャリア教育の推進に伴う支援

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等を引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

### (5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があるため、交付金の条件緩和を引き続き国へ働きかけること。

特に、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設する場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっており、新たな場所に新築する場合も補助対象とするよう国へ働きかけること。

#### (6) 学校教育の振興

新学習指導要領により、小学校のプログラミング教育や外国語教育といった新たな対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手(ALT)の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政措置を充実させるよう、引き続き、国へ働きかけること。

#### (7) ICT・プログラミング教育の推進

ICT機器を活用した授業等を行うにあたり、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、ICT支援員雇用にかかる費用は交付税措置によらず、直接的な財政支援を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

#### (8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事への参加や研修等により、養護教諭の自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、代替養護教諭や看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築すること。

#### (9) GIGAスクール構想をはじめとしたICT環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の更新や校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、ICT環境を有効に活用していくための人件費等も経常経費として含め、端末1台の運用に通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等を乗じた額を補助額として交付をするなど、簡易な算定方法による財政措置を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

#### (10) スクールロイヤーの体制整備

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクールロイヤーについては、町村が利用しやすい体制整備を図り、引き続き支援を行うこと。

#### **(11) 医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置**

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ3分の1の負担とすること。

#### **(12) 学校栄養教諭等の配置**

子どもに対する食育をより一層推進するとともに、食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保するため、栄養教諭または学校栄養職員の配置を拡大するよう配置基準の見直しを国へ働きかけること。

また、国の配置基準が見直されるまでの間、配置基準を引き下げる県独自基準を設置し、国の配置基準では配置人員に減員が生じる場合でも、栄養教諭等の減員を行わないこと。特に栄養教諭等が未配置である町村へは、早急に配置すること。

#### **(13) 部活動の地域移行について**

部活動の地域移行については、令和7年度までの「改革推進期間」の状況や、国が示す令和8年度以降の取組方針を踏まえ、引き続き町村の円滑な移行を実現するために、次の事項について要望する。

- ア 活動場所への交通費や団体へ支払う利用料、スポーツ保険の支払い等により保護者の負担が過大とならないように財政支援を行うこと。
- イ 地域指導者への報酬等について、町村負担が生じないよう財政支援を行うこと。
- ウ 地域のスポーツ団体等の人材資源が少ない小規模自治体にとって、指導者の確保が困難なことから、県による人的支援を含めた支援策を講ずるとともに、国にも指導者確保に係る制度の構築などを働きかけること。

#### **(14) 重要文化財保護の充実**

重要文化財の保護に係る予算措置については、自然災害による被災文化財の復旧分と通常の文化財保護分を別枠にして明確に計上し、併せて財政措置の充実を図るよう国に強く働きかけること。

## II 地域要望



## II 地域要望

### 1 三浦半島地域要望

#### (1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

#### (2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道路）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

### (3) 葉山海岸サンドリサイクルの継続について（葉山町）

葉山海岸においては以前より砂が減少しており、昨今の台風の大型化により非常に大きな波が押し寄せ、場所によっては砂浜奥の防波として想定されていない護岸や石積み擁壁に打ち付けていることから、安全面に懸念がある。

県においては、「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」に基づき、計画的にサンドリサイクル等を実施していることと思いますが、海浜地における安全確保及び景観保全のため、取り組みを継続していただくよう要望する。

## 2 湘南地域要望

### (1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向かた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央・湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、当町のまちづくり事業や、県央・湘南都市圏の南のゲートを形成するための財源の確保は困難であり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、

ア 新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず県央・湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場でもあることから、ツインシティ整備の意義でもある「県土全体のバランスある発展」を導く核を形成するためにも、更なる財政措置について引き続きご尽力、ご指導くださるよう要望する。

イ 町は、同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、事業の組み立て方など現実的な事業スキームへのご尽力ご指導、駅設置費用の早期検討に着手していただくとともに、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

### (2) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。  
イ 毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。  
ウ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任

において確立すること。

(3) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

については、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インター下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

(4) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

については、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

(5) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

二宮町では、町の中心市街地であり、新庁舎・駅周辺公共施設再編計画において行政機能を集約する区域が、県洪水浸水想定区域の大雨時浸水エリアになっていること、さらに令和6年台風10号による葛川の溢水被害により、河川の安全に対し、町民などから危険性を危惧する声が高まっている。

県において葛川水系河川整備計画のもと着実に設計等を実施され、具体的に整備箇所が示されたので、安全性確保のため、引き続き必要な整備を進めるとともに、金目川及び葛川流域治水対策協議会において、すでに協議が進められている効果的な対策について、協議の内容や進捗状況についても、地域住民にわかりやすく公開し、透明性の確保に努めること。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水に対する

効果的な対策を講ずること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

#### (6) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で渓岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備、渓岸浸食の調査及びそれに基づいた排水断面の確保の実施を要望する。

### 3 足柄上地域要望

#### (1) 県道77号（平塚松田）の新たなバイパス道路網整備について（中井町）

県道77号（平塚松田）は、湘南地区と県西地区を結ぶ主要な幹線道路で、災害時の緊急交通路や県西地域の観光拠点への連絡路として重要な役割を担っている。しかし、中井町井ノ口交差点から平塚市土屋霊園入口までの約3.1キロメートル区間は、急勾配かつ道路幅員が狭小なため、カーブ付近での見通しが悪く、大型車同士のすれ違いは困難となっている。また、朝を中心に秦野中井インター・チェンジ周辺の幹線道路で渋滞が発生しているため、中心市街地へのアクセス利便性の低下や、生活道路への迂回交通の侵入など、生活環境の改善が求められている。

本バイパス道路網を整備することにより、「大規模災害で道路が被災した際の代替ルートの確保など、道路ネットワークの形成」、「渋滞が緩和されることによる周辺の生活環境改善」、「物流の効率化による経済の好循環」などの様々な効果が期待される。

沿道では土地区画整理事業、土地改良事業とも事業が進められており、着実にまちづくりが進展している。については、今後も課題の整理など計画の熟度を高めていくため、事業化へ向けての更なる協力を要望する。

#### (2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（足柄上郡）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものである。

また、令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、北陸地方は甚大な被害を受けた。首都圏においても首都直下地震など大規模な災害の発生が危惧されていることから、緊急物資の輸送や復旧活動を支える幹線道路を複数ルート確保することや、国土強靭化の加速化・深化を図るため、首都圏道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、既存の高速道路ネットワークと結節することができる厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期整備並びに供用開始の重要性はますます高まっている。

県においても、要望に際して企業の声を加えるなど新たな取り組みを行っていただいていることは十分承知しているが、計画区間すべてを早期に事業化し整備促進が図れるよう、引き続き国等の関係機関への働きかけの継続を要望する。

### (3) 都市計画道路金子開成和田河原線の建設について（大井町・開成町）

都市計画道路金子開成和田河原線は、都市計画道路和田河原開成大井線と一体となって、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋(酒匂川2号橋)」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られた。

また、平成29年度には県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、用地取得や関係機関との協議、現地の工事等、整備に向けた取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、金子開成和田河原線の未整備区間（県道711号から国道255号までの区間）について、現在事業の推進中ではあるが、引き続き早期建設を要望する。

### (4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査を実施し、町では地元住民の協力を取り付けているため、交通安全の観点から、防災工事に合わせた局部的な改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結(平成14年度)を行ったが、現状の林道は、狭隘(最小幅員3.6m)かつ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

従って、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、「県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書」を締結したところである。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう覚書のとおり危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

また、令和3年7月及び8月の豪雨により国道246号と県道710号が同時期に通行止めとなつた際に交通渋滞や大幅な迂回を余儀なくされたため、災害時の迅速な対応

及び防災対策についても併せて要望する。

### (5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化（足柄上郡）

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また、農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布し、更に生息範囲も拡大しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有とともに、県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みを構築すること。（中井町・大井町・松田町・山北町）

(イ) 近年、市街地にシカ等大型獣の出没が散見される中、対応としては麻酔銃により捕獲し、山中で放棄することが基本と思われる。しかしながら、県西地域においては麻酔銃の手配等で長時間を使し、地域住民の安心・安全を脅かす状況が見受けられる。については、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。また、危険性のより高い人里近くでのクマ出没も対応策は同様のため、併せて手法の確立を要望する。（大井町・松田町・山北町）

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員の設置や鳥獣被害防止対策推進協議会と連携することにより、新たな施策を展開し、町獣友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遙減に向け、以下の事項を要望する。

今後、わな猟を始めとした有害鳥獣対策従事者の確保が課題となることは明白であり、県においては農業従事者に限り、狩猟資格免許取得のための受験手数料等補助金を農協を通じて支援しているが、その他の捕獲者も有害獣駆除に貢献し

ている実情や個体数半減に向けた捕獲圧強化を推進している状況を踏まえ、狩猟資格免許取得者への補助を市町村事業推進交付金の対象メニューに加えるなど支援を拡充すること。（中井町・松田町）

#### (6) 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

（松田町）

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心に1日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシーのほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

本計画の実現に向けては、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施してきたが、関係者の意向を踏まえ一昨年5月に再開発準備組合の設立に至っており、年度末までに事業の熟度を更に高め、都市計画決定の準備を完了する予定である。県においては、引き続き新松田駅北口・南口駅前広場を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期事業化について要望する。

#### (7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における唯一の公立、かつ中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

一方で人口減少や少子化の課題・影響が大きい当地域では、南足柄市を含めても分娩可能な医療機関は非常に少なく（1か所）、安心して出産できる環境づくりが必要不可欠である。

そのような中、「小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性」に基づき、分娩機能について小田原市立病院に集約されることとなった。

このことは、県西地域の医療ニーズ等から一定の理解はするものの、足柄上地域は広範囲なため、小田原市立病院まで自家用車で片道1時間以上かかる地域もあり、安心して出産できる環境にあるとは言い難く、地域住民の懸念・心配を解消するため、県立足柄上病院の助産師分娩の再開を要望する。

また、併せて高齢化率が高い地域柄、医療と介護の連携は不可欠であることから、地域の中核的な総合病院としての役割を果たすとともに高齢者医療の充実や、地域住民への質の高い医療の安定的提供を図るべく、新棟建設完了が令和10年度中に変更になったことに関し、これ以上遅れが生じないよう要望する。

#### (8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実について（足柄上郡）

酒匂川における洪水対策は、平成29年3月31日に公表された「計画雨量」に基づく対策が進められているところであるが、「想定しうる最大規模の降雨」による洪水の影響は甚大であることを踏まえ、より洪水リスクを軽減するための対策を新たに講ずること。

また、酒匂川水系に含まれる支川についても、本川が増水することによる影響を受けることから、支川における洪水対策を充実させること。

#### (9) 道路法以外の跨道橋に係る支援について（中井町・松田町）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

それら認定外道路としての跨道橋については、国の防災・安全交付金の対象から外れているため、町村には事業費が大きな負担となっている。

しかし、緊急輸送道路である高速道路や主要幹線道路等の安全を確保することは、防災対策、ひいては国土強靭化の推進において必要不可欠であり、その老朽化対策が喫緊の課題となっている状況である。

については、認定外道路としての跨道橋に対しても財政支援の対象となるよう国に強く働きかけるとともに、県としても技術・制度・財政の観点から総合的な支援制度を早期に創設するよう要望する。

#### (10) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

こうした中で、町からの協議に対する適切な指導と、河川法に係る許可に対する迅速な対応を要望する。

#### (11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

当該路線が災害時における緊急避難路として、一般車両が通行できるよう計画的に改良工事等を行うことを要望する。

#### (12) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急線開成駅周辺エリアを新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

その結果として、平成31年のダイヤ改正では急行電車が、令和7年のダイヤ改正では快速急行が停車するようになり、駅の利便性や県西地域の副次拠点としての機能性が大きく向上した。また、駅周辺地区では、都市計画道路を核にした土地区画整理事業が進んでおり、今後更なる人口増加が見込まれる。

県では交番の統合等を進めているが、開成駅周辺の地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた交番や駐在所の再編成の検討を要望する。

#### (13) （仮称）山北スマートＩＣ供用開始に向けた周辺観光施設の再整備に係る支援について（山北町）

現在、町では、令和9年度の（仮称）山北スマートＩＣの供用開始に向けて令和2年3月に策定した「（仮称）山北スマートＩＣ周辺土地利用構想」に基づき、道の駅山北などのＩＣ周辺既存観光施設の再整備について検討を進めている。

令和4年度には、町、県、ネクスコ中日本を構成員とする「（仮称）山北スマートＩＣ開通に伴う山北町地域振興プロジェクト会議」を設置し、これまでに道の駅山北、オアシス公園、河内川ふれあいビレッジの再整備について検討を進め、県ではプロジェクト会議における意見・要望を反映して、本年4月から道の駅山北の改修工事を開始したところである。

町では、スマートＩＣを利用して、来町された方の憩いの場としてオアシス公園、河内川ふれあいビレッジを再整備するにあたり、町の考え方を県に示しているところであるが、河川区域内にあるため厳しい規制がある。

今後も県に対して、河川敷地の活用等について協議を進めていく考えであるが、引き続き、河川区域内におけるスマートＩＣ周辺観光施設の再整備に係る指導・助言をお願いするとともに、河川協議の迅速な対応について要望する。また、引き続きプロジェクト会議にご参画いただき、スマートＩＣ設置による山北町全体の活性

化についてご支援、ご協力を要望する。

#### (14) 新市街地形成に対する支援及び幹線道路ネットワーク形成の推進について

(開成町)

ア (仮称) 開成町南部第3地区については、第7回線引き見直しにおいて、良好な住宅地の誘導を図るため、住居系土地利用の検討を行っていく地域として設定しており、現在、市街化編入に向けた検討・調整を進めている。

当該地区の市街化編入に向けては、県との広範にわたる協議・調整が必要となるため、事業を円滑に進めるための適切な助言及び支援を要望する。

イ (仮称) 開成町南部第3地区の雨水の放流先である二級河川仙了川では、当該エリアの下流域において時間雨量50mmに対応する護岸整備が行われておらず、上流域の自治体として洪水対策に懸念を抱かざるを得ないことから、当該未整備区間の早期の護岸整備を要望する。

ウ 都市計画道路山北開成小田原線は、開成町を南北に貫く幹線道路であり、地域間や地域内の移動の利便性向上や交通の円滑化を図るためにには、計画区間の全線について早期に整備を進める必要がある。

特に、現在施行中の土地区画整理事業により整備する都市計画道路駅前通り線との接続により、開成町内の幹線道路ネットワークが構築されることから、都市計画道路山北開成小田原線の計画区間のうち、開成町金井島地内及び開成町延沢地内の未整備区間について、県事業として事業を推進していただくことを要望する。

#### (15) 富士山噴火対策の充実強化（足柄上郡）

「首都圏における広域降灰対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が令和7年3月に公表されたが、当該ガイドラインは、火山災害警戒区域においても活用し得るものとしている一方で、主として降灰の影響のみが想定される首都圏等、火山からの遠隔地域における対策を想定して取りまとめられたものとなっている。

ガイドラインでは、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針として掲げているが、富士山から距離が近い地域においては、富士山火山現象で最も対処が困難な溶岩流と降灰の同時発生も想定されることから、ガイドラインで示されたステージ3やステージ4の状況下で生活継続が困難になった事態を想定した実効性の高い避難体制の構築を要望する。

## 4 足柄下地域要望

### (1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m<sup>2</sup>以上に引き下げている。その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念される。仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となつた場合、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

### (2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保が危惧される。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行っているが解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

### (3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道の整備は、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備、農業振興を中心とした流域の活性化の推進に加え、国道135号及び県道740号が通行不可となつた際、防災上の観点からも重要であるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

### (4) 足柄幹線林道の利便性の向上について（箱根町）

林業振興型林道と地域振興型林道の役割を兼ね備えた足柄幹線林道は林業従事者、林道沿線の住民が使用する生活道路としてはもとより、小田原方面からの通勤路等としても使用されており、最近は観光需要の回復により湯本駅前周辺の渋滞状

況が慢性化している中、当該林道の重要性が増している。冬期の閉鎖期間については短縮化に尽力いただいているが、住民生活の負担軽減や従業者の労働力確保に配慮し、一定期間の閉鎖をするのではなく路面凍結が見込まれる際にのみゲート閉鎖を行う等の対応をお願いしたい。

ハード面についても、林道利用者の交通安全に配慮した整備を適時行っているが、当町から小田原市内への幹線道路が限られていることから、昨今の異常気象がもたらす土砂崩落により国県道が閉塞した際の代替路線としての活用も鑑みながら更なる整備工事を要望する。

また、林業活動による利用を原則とし、一般車の利用が制限されている中、当該林道は地域振興型及び併用型の林道として配慮されているところだが、防災面や渋滞対策での対応を鑑み、町民や観光客といった誰もが通年、一般交通可能な道路としての位置付けを要望する。

#### (5) 大涌谷における渋滞対策について（箱根町）

大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策については、箱根DMOを中心となり混雑解消のソフト対策を継続的に実施しているところであるが、町内観光客はインバウンドが大幅に増加しており、特に大涌谷周辺では県道735号の渋滞が常態化している状況である。また令和7年3月26日に改定された箱根山ハザードマップでは、新たな県道735号沿いの火口の認定と、それに伴い避難区域が変更されており、避難のための渋滞緩和対策は喫緊の課題となっている。

県にあっては根本的な渋滞解消策として、避難や渋滞回避のための下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

#### (6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設については完成しているが、港湾防災対策は、緊急性、必要性が依然高く、甚大な津波被害を招かないためにも、詳細な構想や計画に基づいた対策の早期着工を要望する。

同時に、整備計画においては「プレジャーボート需要への対処」も観光拠点機能として計画フレームに位置付けられていることから時代の変化に合わせてレクリエーションとして利用できる環境の整備も検討する必要がある。これらの課題を含め整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工・実現を要望する。

## (7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の1つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るため官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の新商品を引き続き活用していくだくとともに、その積極的なPRを継続的に要望する。

また、令和3年度に共同での開催にご協力いただいた文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）にご協力いただいたが、今後も、設置された彫刻作品の観覧や「石の町・真鶴」のPRも引き続き要望する。

## (8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、更なる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸吉浜地区のアクセスには、国道135号を横断せず行き来できるルートとして新崎川河口へ飛び石の整備を実施していただいた。今後も海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進に向けた取組への協力を要望する。

## (9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

## (10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広

域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

#### (11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

令和元年度に県と町が連携して策定した「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」において、津波・高潮対策に係る海岸保全施設の整備目標を設定しているが施設整備の更なる推進のために次のことを要望する。

- ア 海岸利用者が津波や高潮から円滑に避難するための、東側スロープの整備工事や新崎川の津波遡上による越流対策の整備工事等は完了したが、引き続き湯河原海岸吉浜地区の道路海岸護岸の老朽対策のための予算を確保し、海岸利用者の安全安心に努めること。
- イ 湯河原海岸門川地区の埋立地前面に位置する人工リーフ2基は、高波等の影響により被覆ブロックが移動、散乱している状況である。周辺施設の整備も進み、地域住民や観光客の皆様が多数利用していることから、景観を阻害している人工リーフの復旧工事の実施を行うこと。
- ウ 海岸の砂は、川からの供給が少なく沿岸流により西から東に流れ、20年前と比べると砂が流失し砂浜が後退しており、大潮になると護岸まで波が打ち寄せており現状であることから、令和3年度からサンドバイパスにより砂浜侵食対策を実施していただいているが、砂浜の浜幅確保のため継続的な養浜事業の実施を行うこと。

#### (12) 公衆トイレの整備について（箱根町）

公衆トイレが快適かどうかで観光地の印象は大きく変わるとも言われ、本町は毎年約2千万人の観光客を受け入れており、多様な観光スポットを巡る周遊において多くの方が利用する公衆トイレは本町にとって欠かせない施設である。現在、町内には合計37箇所の公衆トイレが設置され、そのうち27箇所が町、残りの10箇所を県が管理している。

本町が管理している施設については、順次進めてきたバリアフリー化や温便座化などのハード面での改修整備はすでに完了し、現在では清掃回数の増加やシートクリーナーの設置、男性トイレへのサニタリーボックスの設置等のソフト面での整備の充実を図っているところである。

こうした中、県管理の公衆トイレについても、快適な衛生空間の創出や、風光明媚な国立公園箱根の景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理を求めるものである。特に令和5年度から継続して要望している、観光客の利用頻度も高く、老朽化も激しい箱根園地、元箱根園地の2箇所のトイレについて、観光客の満足度向上が図れるよう、引き続き整備を要望する。また、日常の清掃等

の維持管理についても引き続き適切に対応願いたい。

両トイレの管理状況や設備の老朽化は一向に改善されていない実態があり、箱根園地では箱根駅伝が行われる1月2日、3日について、毎年多くの観戦客や関係者の利用があることが容易に想定できるにも関わらず早朝の時間帯からトイレットペーパー不足が生じるなど、苦情が町へ入っている。また元箱根園地では昨年度、観光で訪れた方がトイレ利用中に鍵が空かなくなり出られないという事態が生じて問い合わせが町に入るなど、弊害が断続的に生じている。

公衆トイレの管理主体がどこであるのかは観光客が気に留めていない中、このような状況がこれ以上続くようであれば観光地としてのイメージの低下は免れない。

これらのことから、両トイレの改修整備及び日常の維持管理について早急に対応いただくよう、強く要望するものである。

#### (13) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設について（足柄下郡）

新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊業が壊滅的な打撃を受けたことで、入湯税に大幅な減収が生じ、その減収に対しては、令和2年度及び3年度に限り、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和4年度においては当該制度が廃止されたところである。

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したが、将来の同様の事態に備えるためにこれまでの対応を検証するよう働きかけること。

特に現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を臨時の措置ではなく恒久的措置として創設し、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずるなど、今回の教訓をもとに、今後の備えとしての対応を検討するよう国に働きかけること。

#### (14) 生食二枚貝（岩ガキ）養殖事業への支援について（真鶴町）

令和3年度から開始した岩ガキ出荷に関し、安全安心な岩ガキを提供するため、出荷時期に複数回の検査が必要となる。現在、他県に検査を委託しているが、1回に要する費用が高額なため、漁業者の負担となる。安全安心を確保するため、検査費用補助の支援の検討と現在実施していただいている貝毒検査等の各種検査の支援の継続を要望する。

また、県内初の生食二枚貝（岩ガキ）の本格出荷となることから真鶴町の新ブランドとしてだけでなく、かながわブランド登録制度への登録を目指している。登録要件である、広く県内に供給できる出荷体制を構築していくためには現在出荷量で

は足りないこと、また、岩ガキの生育が遅いという現状があることから、養殖技術に関する支援を要望する。具体的にはクロロフィル $\alpha$ 等のプランクトン数の検査や海水温データの提供などの技術的知見に基づく専門的な支援を要望する。

#### (15) ニホンザルの群れ（T1群）による長年にわたる被害防止のための積極的な対策の実施について（真鶴町・湯河原町）

西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心に真鶴町西部、熱海市東部を行動範囲とするT1群は、市街地及びその周辺を主な行動域とし、深刻な生活被害や農業被害を与えており、西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心に真鶴町西部、熱海市東部を行動範囲とするT1群は、市街地及びその周辺を主な行動域とし、深刻な生活被害や農業被害を与えている。

湯河原町において、ニホンザルからの生活被害状況調査を令和7年2月から4月まで行ったところ、相当数の被害報告があり、令和4年度から令和6年度まで3カ年の調査で被害件数が毎年増加している状況が確認できた。特に、TVアンテナや雨どいを壊される、配線を切られる、車のボディーを傷つけられるなどの物的被害のほか、室内へ侵入され室内を荒らされるなど毎年多数の被害が発生しており、更に威嚇されたり、追いかけられたとの被害や、直接的な人身被害として、体に乗りかかられたや引っ搔かれたとの報告もあり、ケガをして通院した方や逃げる際に転倒したことにより入院した方の報告もあった。

また、町立学校敷地内への出没や、児童生徒の通学路付近に出没するなど学校教育における安全対策上の課題となっているが、サルが出没した際の追い払いや山中へ群れを誘導する追い上げを実施しても、その効果は一時的ですぐに市街地へ戻ってしまう。

ニホンザルは広範囲に出没することから農地等にフェンスを設置しても限定的な効果しかなく、抜本的かつ具体的な対策が見いだされない状況にあり、住民の安全性を最優先に考え、ニホンザルの群れ（T1群）の全頭除去を要望する。

#### (16) ごみの共同処理に向けた施設整備への支援について（足柄下郡）

下郡3町で推進している「可燃ごみ及び剪定枝の共同処理」に向けた施設整備にあたっては、物価高騰等の影響により、当初見込みよりも事業費の増が見込まれていて、循環型社会形成推進交付金も事業費の増に対応して交付金が満額交付されるよう、国に対し強く働きかけを要望する。

また、県においては、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえて推進

している事業であることから、共同処理に必要な施設の整備に対し、積極的に支援を行うことを要望する。

#### (17) 箱根湯本駅前における国道1号の交通渋滞対策について（箱根町）

令和6年7月、箱根湯本駅前の交通渋滞対策を検討するため、県や町、警察などが一堂に会する打合せ会が設置され、関係者間で課題を共有し、どのような対応が可能か検討が進められており、その中で提案のあった温泉場入口バス停の移設については県やバス会社の協力もあり、前向きな対応がとられつつあることには感謝申しあげる。

一方で、要望している湯本駅前の渋滞を回避するためのバイパス整備は、土地利用や地理的な制約など、非常に多くの問題があり、多額の費用も必要となる課題という県の考えも理解できる。

しかしながら、慢性的な渋滞はインバウンド観光客の増加もあり悪化しており、買い物や通院等住民の日常生活はもちろんのこと、ホテルへの納品、従業員の通勤等、観光産業の面でも様々な悪影響が出ており、日々の経済的損失は莫大なものとなっている。

当町でも箱根観光デジタルマップにより交通状況を可視化し、スムーズな周遊を促す等の取組みを強化しているが、ソフト対策では現在の状況に対応することは困難な状況である。

このままでは、観光立町である当町は持続可能な観光地になり得ず、死活問題に繋がることから、交通集中の分散化を図るための、道路改良や道路新設を含めた早期の抜本的な対策について要望する。

#### (18) 財政力に応じた国庫支出金等の割り落としの廃止（箱根町）

地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方交付税によりすでに調整されているという認識のなか、コロナ対応の緊急対策に対しての地方創生臨時交付金などでは、財政力による補正が行われたため、実際に交付された交付金額は実情・実態に即しておらず、これまでも是正を要望してきたものである。

現在、社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金など平時の国庫支出金等においても、財政力指数に基づく割り落としや嵩上げが行われているため、交付団体と本町のような不交付団体の格差が拡大するような「二重の調整」とも言える財政力指数を用いた不公平な措置は行わないよう、国に働きかけること。

#### (19) 箱根湯本駅前における国道1号の交通安全対策について（箱根町）

国道1号の交通渋滞対策と箱根湯本駅前の横断歩道における歩行者の安全確保について、抜本的な解決策としては、渋滞箇所をバイパスする道路の新設が必要と考えている。しかし標準的な道路事業において事業着手してから完成・供用までの期間は平均14.3年とされており、概略計画や環境アセスメント手続等を含めるとさらに期間が長くなるとのことである。このため短期的な対策として横断する歩行者の安全確保や交通渋滞対策として、信号機を設置することで歩行者の安全確保と交通渋滞の延伸を抑制できるものと推察している。訪日外国人旅行者数も2024年に過去最高となり、今後も観光客の増加が見込まれている。現場では、横断歩道において子どもの接触事故も発生していることから、横断歩道における歩行者の安全確保から、信号機の設置もしくは横断歩道上での交通指導を要望する。

## 5 愛甲地域要望

### (1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ＩＣ及びさがみ縦貫道相模原ＩＣへのアクセス道路であり、沿線上には道の駅「清川」や宮ヶ瀬湖等の観光地が所在していることから、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には、道路の通行・横断等に支障をきたしており、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

そのような中進められてきた古在家バイパス整備事業については、第1期区間が令和5年3月31日に開通したが、引き続き第2期区間においても、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、本路線の村立緑小学校から村立緑中学校にかけての区間においては、路線バスや大型車の通行によりすれ違いが困難となるほどに狭あいであり、学校施設が付近にあることから子どもの通行も多く、大変危険であることから、同箇所の拡幅改良を合わせて要望する。

さらに、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

### (2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

### (3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

### (4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

### (5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

### (6) 県道60号（厚木清川線）の歩行者安全管理（清川村）

村内を通る県道60号（厚木清川線）における、尾崎交差点から御門橋までの区間

においては、車両の走行に十分な幅員が確保されているが、見通しが良いこともあり、スピードを上げて走行する車両も多く見受けられる。同区間は、本村小中学生の通学路でもあることから、ガードレールや防護柵等歩行者安全確保の措置を早期に講じられるよう要望する。

## 6 水源地域要望

### (1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の環境保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

### (2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有している。これらの保全と再生に取り組むと同時に、近年激甚化・頻発化している大規模な台風等の自然災害によっておこる間伐材の流出被害を未然に防止するためには、間伐材の適正な搬出が必要である。間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためにには、森林整備を促進する必要がある。

については、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るために、補助率の拡大拡充を要望する。

### (3) 高度処理型合併処理浄化槽の維持管理に係る十分な助成措置について（山北町）

町では、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、高度処理型合併処理浄化槽の整備を進めてきたが、水源地域の水質保全を図るためにには、恒常的な維持管理が必要であり、町の事業運営に大きな財政的負担となっている。

特に高度処理型浄化槽は、一般的な合併処理浄化槽に比べて容量も大きく、清掃に要する費用や高度処理装置の維持管理費用など、通常の浄化槽であれば

不要の経費を負担している状況にある。

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、令和8年度で計画期間が終了するが、県においては令和9年度以降についても、引き続き、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定確保に向けた同様の施策を継続するとともに、新たな施策の制度設計にあたっては、高度処理型浄化槽の維持管理に係る十分な助成措置をされるよう要望する。